

令和5年度 竹原市結婚新生活支援事業 制度概要

竹原市では結婚に伴う新生活をはじめめる新婚世帯に対して、新居の取得費や家賃、リフォーム、引越費用を補助します。

対象となる新婚世帯

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ② 婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること。
- ③ 夫婦の所得金額の合計が500万円未満であること。
※ 貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。
- ④ 対象となる住宅が竹原市内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- ⑤ 夫婦共に市税等の滞納がないこと。
- ⑥ 生活保護法の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの制度に基づく補助（他の市区町村による類似の補助を含む）を受けたことがないこと。
- ⑧ 補助金の交付を受けた日から3年以上、竹原市に定住する意思があること。
- ⑨ 竹原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

対象となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った次の費用

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用
- ② 婚姻に伴う住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ③ 婚姻に伴う住宅リフォーム費用
(修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
- ④ 婚姻に伴う引越費用
(引越業者または運送業者に支払った費用)



補助金額

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合 1世帯あたり60万円
- (2) 上記(1)以外の場合 1世帯あたり30万円

※ ただし、予算の範囲内で補助しますので、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請期限

令和6年3月29日 まで

申請・問い合わせ先

竹原市 社会福祉課 子ども福祉係 電話：0846-22-7742

必要書類・手続き方法については裏面をご覧ください。
竹原市ホームページでもご覧いただけます。

【申請に必要な書類等】 ※場合によっては、他に必要な書類があります。

共 通

- 竹原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の所得証明書（令和4年中所得＜令和5年度課税分＞）
- 夫婦の納税証明書 誓約書兼同意書（様式第3号）

住宅を取得した場合

- 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅取得費の領収書または支払金額が確認できる書類の写し

住宅を借りた場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書または支払金額が確認できる書類の写し
- 就労している人の住宅手当支給証明書（様式第2号）
- （就労していない場合）無職・無収入申立書兼誓約書（様式第3号の2）

住宅をリフォームした場合

- 住宅リフォームの工事請負契約書または請書の写し
- 住宅リフォームの領収書または支払金額が確認できる書類の写し

引越をした場合

（引越業者または運送業者に支払った費用に限る。）

- 引越しに係る領収書の写し 見積書または引越費用等が確認できる書類の写し

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）

《補助金交付までの流れ》

竹原市内で新生活開始。（令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻した夫婦）

